

## 移住支援金・創業支援金のお知らせ

\* 県内企業等の担い手不足の解消及び地域課題の解決並びに移住の促進を図るため、UIJ ターンによる就業・創業する者を支援します。

**移住支援金** : 県が支援する企業等への就業や社会的事業の創業をする移住者を支援  
(単身世帯の場合: 最大 60 万円、2人以上世帯の場合: 最大 100 万円)

**創業支援金** : 県内の地域課題に対して社会的事業で創業する者を支援 (補助率 1/2、最大 200 万円)

**移住支援金** + **創業支援金** : 県内へ移住して社会的事業を創業した場合  
(単身の場合: 最大 260 万円、2人以上世帯の場合: 最大 300 万円)

開始時期、支給額等の制度の詳細は市町村により異なります。

### 移住支援事業の概要

東京圏<sup>※1</sup>、愛知県又は大阪府から長野県内に移住した方で、長野県が選定した企業等に就業した方又は創業支援金の交付決定を受けた方に、長野県と市町村が共同で交付金<sup>※2</sup>を支給する事業です。

※1 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県

※2 単身の場合は最大 60 万円、2人以上世帯の場合は最大 100 万円で、市町村が設定する額

### 移住支援金の対象

対象要件は、市町村により異なります。

次の①②③すべてに該当する方が対象となります。

#### ①【移住元】東京圏、愛知県又は大阪府に在住し、就労していた方

##### 移住元での要件

住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京圏、愛知県又は大阪府に在住し、かつ、住民票を移す3か月前の時点において、連続して5年以上就労していた方（被用者として就労していた場合にあっては、雇用保険の被保険者としての就労に限ります。）が対象です。

#### ②【移住先】県内へ移住した方

##### 移住先での要件

- ・長野県又は市町村が移住支援事業の実施を公表した後に転入したこと。
- ・支援金の申請が転入後3か月以上1年以内であること。
- ・申請後5年以上継続して移住先市町村に居住する意思があること。 等

#### ③【就業・創業】長野県のマッチングサイトに移住支援金の対象として掲載する求人に新規就業した方又は創業支援金の交付決定を受けた方

##### 対象求人の要件

- ・県が選定する週20時間以上の無期雇用契約の求人であること。
- ・資本金又は出資金の額が10億円以上の法人でないこと。
- ・本店所在地が長野県内にある法人であること。
- ・雇用保険の適用事業主であること。 等

## 創業支援事業の概要

県内経済を担う次世代産業を創出するため、地域の課題をビジネスの手法で解決するソーシャル・イノベーションによる創業者を支援することを目的とした事業です。

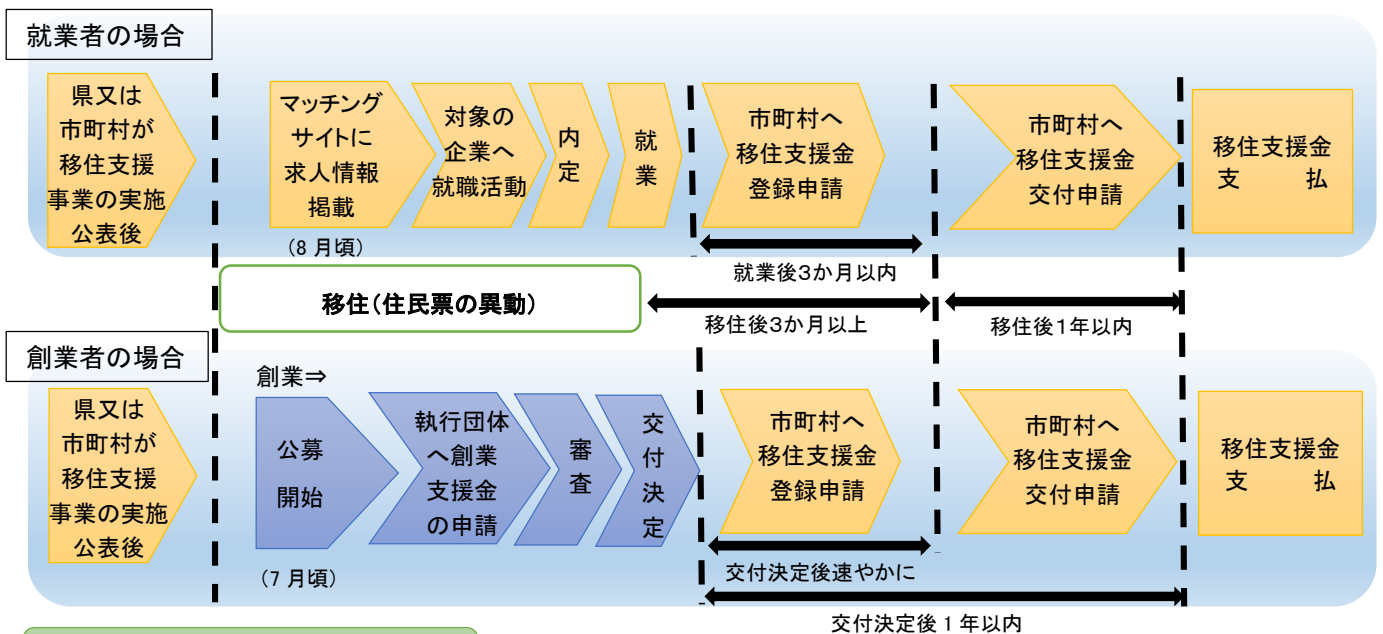
対象事業は、県が定める分野（地域活性化・過疎地対策・買い物弱者支援・地域交通支援・子育て支援・環境エネルギー関連・社会福祉等）において、地域の課題解決に資する社会的事業であり、新たに創業する事業であることが要件となります。

## 創業支援金の対象

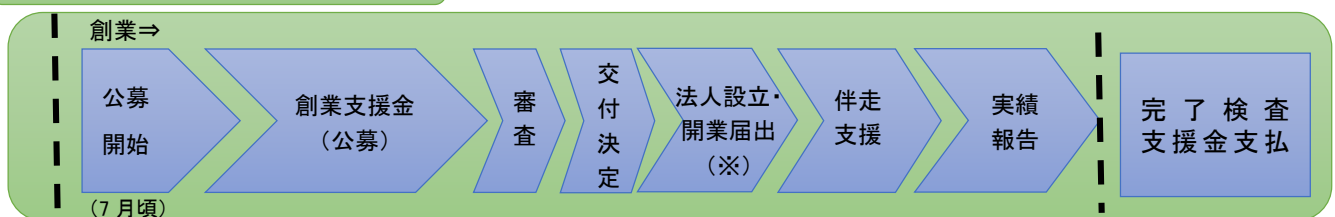
【対象者】次に掲げる要件のいずれにも該当することが要件です。

- 1 長野県内において、社会的事業の創業を行うこと。
- 2 県内に居住し、又は本事業の補助事業期間完了日までに居住を予定している者
- 3 公募開始日以降補助事業完了までに、県内で個人事業の開業届又は株式会社等の設立を行い、その代表者となる者
- 4 執行団体が設置する外部審査委員会において事業の採択を受けること。

## 移住支援金交付までの流れ（例）



## 創業支援金交付までの流れ（例）



※公募開始日より前に法人設立・開業届出を行った場合は創業支援金の対象外になります

○移住支援金の詳細については、市町村が公表する情報又は長野県のホームページをご確認ください。

○創業支援金の詳細については、長野県のホームページをご確認ください。

<長野県のお問い合わせ先>

移住支援金：長野県産業労働部労働雇用課

長野県長野市大字南長野字幅下 692-2 電話番号 026-235-7201

E-mail : koyotai@pref.nagano.lg.jp

創業支援金：長野県産業労働部創業・サービス産業振興室

長野県長野市大字南長野字幅下 692-2 電話番号 026-235-7194

E-mail : service@pref.nagano.lg.jp